

平成 25 年度第 11 回職員分限懲戒部会 会議要旨

1 日時

平成 25 年 9 月 3 日 14 時～15 時 50 分（持ち回り）

9 月 4 日 13 時 35 分～14 時 25 分（持ち回り）

2 場所

松浦・畑村法律事務所、米田総合法律事務所、土肥法律事務所

3 出席者

松浦委員長、井筒委員、土肥委員

（事務局：人事室人事課）

大田代理、野田係長、木下係員

4 議題

9 月 13 日発令予定の処分に関する要否及び量定の妥当性について

5 議事要旨

以下の事案の処分の要否および量定の妥当性の検討を行った。

・東成区役所職員のセクハラ行為事案

【問い合わせ先】

人事室人事課

電話：06-6208-7516

ファックス：06-6202-7070

メールアドレス：ba0008@city.osaka.lg.jp